

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十九年東京都告示第五百七十四号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部改正……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- （都市整備局住宅政策推進部不動産課）……………一
- 建築基準法による意見の聴取……………一
- （都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）……………一
- 保安林の皆伐面積の限度……………二
- （産業労働局農林水産部森林課）……………二
- 都道の区域変更……………二
- （建設局道路管理部路政課）……………二
- 平成二十九年東京都告示第六百六十七号（放置違反金の収納委託）の一部改正……………四
- （警視庁）……………四
- 平成十四年東京都選挙管理委員会告示第十九号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正……………四
- 平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第三十号（政治団体の届出）の一部訂正……………四
- 平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第三十三号（資金管理団体の指定の届出）の一部訂正……………四
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第二十四号（政治団体の届出）の一部訂正……………四

- 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第六十七号（政治団体の届出）の一部訂正……………四
- 平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第七号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正……………五
- 平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第九号（資金管理団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正……………五
- 平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第一百十九号（資金管理団体の取消しの届出）の一部訂正……………五
- 平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第二百二十五号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正……………五
- 平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第三号（政治団体の届出）の一部訂正……………五
- 平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第一百五十五号（政治団体の届出）の一部訂正……………五

告示（水）

- 平成二十九年東京都水道局告示第五号（収納事務の委託）の一部改正……………六

公告

- 開発行為に関する工事完了（二件）……………二
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……………六
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………六
- （環境局環境改善部大気保全課）……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………七
- （産業労働局商工部地域産業振興課）……………七

告示

- 東京都告示第百五十五号
平成二十九年東京都告示第五百七十四号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月一日
東京都知事 小池 百合子
株式会社スリーエフ
神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 の項を削る。

●東京都告示第百六十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社モリムラコンサルティング
- (二) 代表者氏名 代表取締役 森下 修作
- (三) 主たる事務 渋谷区千駄ヶ谷二丁目一番六号マーシ
- (四) 住所所在地 ユーストン原宿三階
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八六七八号
- (五) 免許年月日 平成二十八年一月八日
- 二 処分年月日 平成三十年一月二十四日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。
なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出していただく。

平成三十年二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 公聴会を行う日時 平成三十年二月九日(金曜日)午後三時から

二 公聴会を行う場所 東大和市役所会議棟一階第一会議室

東大和市中三丁目九百三十番地

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当

(東京都立川合同庁舎二階)

立川市錦町四丁目六番三号

電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 東大和市中三丁目九百三十番地

所氏名 東大和市

建築敷地 東大和市奈良橋一丁目二百四十九番地の一部

地域地区 第一種低層住居専用地域、市街化調整区域、第一種高度地区、建築基準法第二十二条例及び第九号東大和狭山緑地

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 管理事務所

敷地面積 約三百八十一平方メートル

建築面積 約百一平方メートル

延べ面積 約百平方メートル

構造及び 木造

階数 地上二階
高さ 五・六〇七メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第百八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成三十年度に伐採することができる保安林の皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。
平成三十年二月一日

東京都知事 小池 百合子

保安林の種類 単位 同一単位とされる区域 皆伐面積の限度(ヘクタール)

水源涵養保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 六四五・八二

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二六五・三九

浅川 八王子市の区域 八一・九一

計 九九三・一二

土砂流出防備 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 五一・二〇

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一四・九〇

浅川 八王子市及び町田市の区域 一二・八一

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈町の区域 八一・五四

計 一六〇・九五
土砂崩壊防備 秋川 あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域 〇・二九
保安林 計 〇・二九

千害防備保安林 秋川 西多摩郡檜原村の区域 〇・七〇

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈町の区域 〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 八六・八八

計 八九・八四

保健保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一六・三八

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二〇・四〇

浅川 八王子市及び町田市の区域 一〇・五二

小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇

計 二四三・三〇

●東京都告示第百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年二月一日

東京都知事 小池 百合子

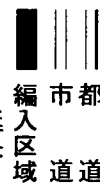
別図

都道東京所沢線区域変更略図
西東京市中町六丁目～北原町二丁目

- 一 路線名 東京所沢
- 二 変更の区間 西東京市中町六丁目千九百番三十一地内

から同市北原町二丁目二千七百七十八番五地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

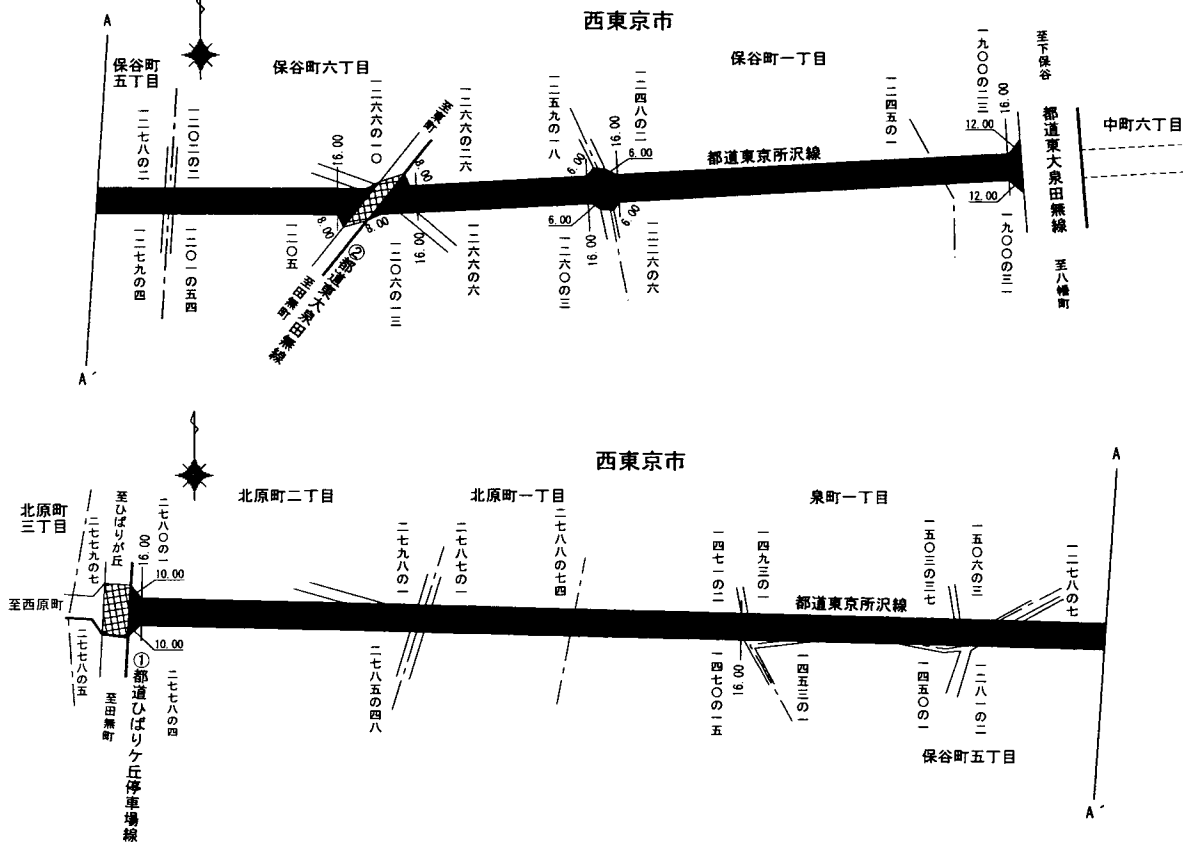
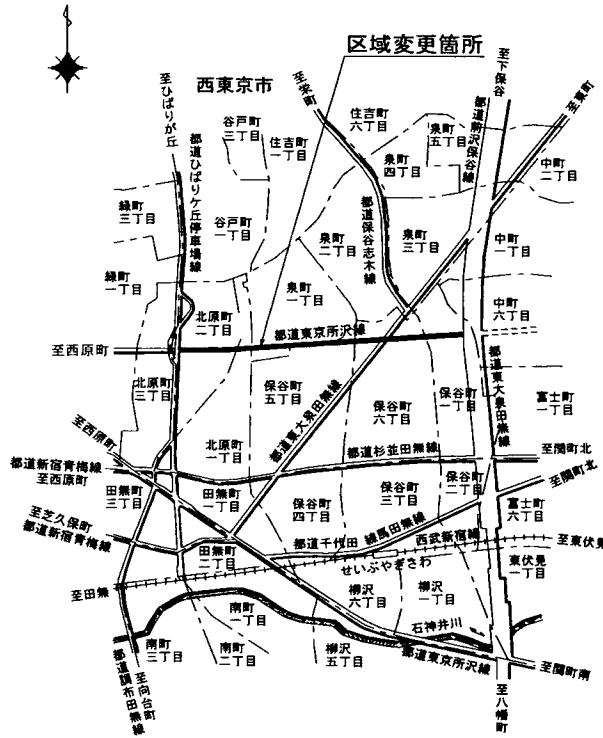


延長 一、二二九・七四メートル
面積 一九、五四七・五二平方メートル

①都道東京所沢線(都道ひばりヶ丘停車場線との重用編入)
延長 一七・二三メートル
面積 四八二・六三平方メートル

②都道東京所沢線(都道東大泉田無線との重用編入)
延長 三六・五一メートル
面積 二九〇・七〇平方メートル

計画線



●東京都告示第一百十号

平成二十九年東京都告示第六百六十七号(放置違反金の収納委託)の一部を次のように改正する。

平成三十年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

「株式会社スリーエ 直営店舗及び加盟 同右

フ 店舗における放置
神奈川県横浜市 違反金の収納
区日本大通十七番

表中

地 株式会社セーブオ 同右

同右

を

群馬県前橋市亀里

町九百番地

「株式会社セーブオ 直営店舗及び加盟 同右

ン 店舗における放置

群馬県前橋市亀里 違反金の収納

町九百番地

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、自由民主党東京都江戸川区第三支部から訂正の報告があったので、法第七条の第二項の規定に基づき、政治団体の届出事項の異動の届出(平成十四年東京都選挙管理委員会告示第十九号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部の部自由民主党東京都江戸川区第三支部の項中「田島 かほる」を「田島 かおる」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による政治団体の届出について、公明党参議院東京選挙区第1総支部及び竹谷とし子励ます会から訂正の報告があったので、法第七条の第二項の規定に基づき、政治団体の届出(平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第三十号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部の部(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体の款公明党参議院東京選挙区第1総支部の項中「さゆ らん子」を「さゆ らん」に改める。

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)の部(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体の款竹谷とし子励ます会の項中「さゆ らん」を「さゆ らん」に改め、同部(3)「さゆ らん」を「さゆ らん」に改め、同部(3)「さゆ らん」を「さゆ らん」に改める。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部の部(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体の款公明党参議院東京選挙区第1総支部の項中「さゆ らん子」を「さゆ らん」に改める。

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)の部(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体の款竹谷とし子励ます会の項中「さゆ らん」を「さゆ らん」に改め、同部(3)「さゆ らん」を「さゆ らん」に改め、同部(3)「さゆ らん」を「さゆ らん」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出について、菊地とし子から訂正の報告があったので、法第十九条の第二項の規定に基づき、資金管理団体の指定の届出(平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第三十三号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出について、菊地とし子から訂正の報告があったので、法第十九条の第二項の規定に基づき、資金管理団体の指定の届出(平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第三十三号)の一部を次のように訂正する。

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による政治団体の届出について、江口じゅん子後援会から訂正の報告があったので、法第七条の第二項の規定に基づき、政治団体の届出(平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第二十四号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

表中「さゆ らん子」を「さゆ らん」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による政治団体の届出について、江口じゅん子後援会から訂正の報告があったので、法第七条の第二項の規定に基づき、政治団体の届出(平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第二十四号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

江口じゅん子後援会の項中「さゆ らん」を「さゆ らん」に改める。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による政治団体の届出について、かどや幹夫後援会及び兵藤ゆうこ後援会から訂正の報告があったので、法第七条の第二項の規定に基づき、政治団体の届出(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第六十七号)の一部を次のように訂正する。

●東京都選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による政治団体の届出について、かどや幹夫後援会及び兵藤ゆうこ後援会から訂正の報告があったので、法第七条の第二項の規定に基づき、政治団体の届出(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第六十七号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

かどや幹夫後援会の項中「**ナネ** 秀之」を「**ナネ** 秀之」に改め、兵藤ゆうこ後援会の項中「**濱** 八代子」を「**濱** 八代子」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、山田宏事務所から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出事項の異動の届出（平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

山田宏事務所の項中

「衆議院議員

— H27. 10. 15 —

を

— H27. 10. 15 —

「衆議院議員

— H27. 1. 1 —

に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出について、山田宏から訂正の報告があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、資金管理団体の届出事項の異動の届出（平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第九号）の一部を次のように

訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

山田宏の項中

「衆議院議員

— H27. 10. 15 —

を

— H27. 10. 15 —

「衆議院議員

— H27. 1. 1 —

に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出について、鳥海隆弘から訂正の報告があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、資金管理団体の取消しの届出（平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百十九号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

鳥海隆弘の項中「H28. 3. 28」を「H27. 4. 30」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、日本共産党台東地区委員会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出事項の異動の届出（平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百二十五号）の一部を次の

ように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

日本共産党台東地区委員会の項中「**茂木** たかよし」を

「**茂木** 孝孔」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、井沢邦夫後援会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出（平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

井沢邦夫後援会の項中「**込山** 雅茂」を「**込山** 雄茂」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、国民生活会議から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出（平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百五号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年二月一日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治

団体)の部(一)国会議員関係政治団体以外の政治団体の
項中

「国民生活会議

「三島 智太郎」を

「国民生活会議

「古村 龍助」に改める。

告 示(水)

●東京都水道局告示第一号

平成二十九年東京都水道局告示第五号(収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成三十年二月一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

一委託した相手方の表株式会社スリーエフの項を削る。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市二宮字稲荷耕地千
五百十四番二、千五百十八番
二、千五百十九番二、千五百
二十番一、千五百二十一番一、
千五百二十二番及び千五百二
十三番一

昭島市松原町五丁目二十一
番二号

有限会社創成ホームズ

代表取締役 竹内 美好

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

稲城市大字押立字下関九百六
十八番四、同番五、九百九十
六番一、同番二、同番五及び
同番六

小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の認定につ
いて

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

平成三十年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等
グレードA A
別記のとおり

二 認定年月日

平成二十九年十二月二十五日

別記

グレードAA

認定番号

GAA一七三〇〇一

認定機器の種類

冷温水発生機

代表型式の名称

NZG-80AN5Aほか五十三型式

申請者の氏名又は名称

川重冷熱工業株式会社

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) マミーマート足立区島根店

二 店舗所在地 足立区島根四丁目百九十四番一ほか

三 設置者名 株式会社マミーマート

四 意見

ア 聴取者 足立区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十二月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年二月一日から同年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 西友練馬店A館

二 店舗所在地 練馬区練馬一丁目三番十号

三 設置者名 西武鉄道株式会社

四 意見

ア 聴取者 練馬区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十二月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年二月一日から同年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例
(平成元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ひばりが丘駅南口地区再開発ビル

二 店舗所在地 西東京市ひばりが丘一丁目千六百番地

三 設置者名 鈴木康元ほか八名

四 意見 西東京市長

ア 聴取者 意見なし

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十二月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年二月一日から同年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例
(平成元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

